

山農振 L2 公告第 16 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により
公告し、下記の通り縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和 8 年 10 月 6 日

山鹿市長 早田 順一

1. 縦覧期間

自 令和 8 年 10 月 6 日

至 令和 8 年 10 月 20 日

2. 縦覧場所

山鹿市役所 農林部 農業振興課 山鹿市山鹿 987 番地 3

3. 変更内容

- ・農用地への編入による区域の追加
- ・農業振興地域からの除外に係る区域の除外
- ・農地の貸借(促進計画)による担う者の追加

4. 意見書の提出について

(1) 提出先

山鹿市役所農林部農業振興課

(2) 提出方法

郵便、持参等によることとする。

(3) 提出期限

縦覧期間満了の日までとする。ただし、郵送の場合は当日必着のものとする。

(4) その他

意見書には住所、氏名及び変更案に対する意見内容を明記すること。